

南海トラフ地震臨時情報発表時の 香川県内における防災対応方針

令和7年12月（改訂）

香川県危機管理総局危機管理課

目次

I	趣旨	1
II	南海トラフ地震臨時情報	1
III	香川県における防災対応	
1	基本的な考え方	2
2	住民の防災対応	2
3	事業者の防災対応	4
IV	県及び市町の防災対応の実効性確保のための取組み	
1	住民等への情報伝達	5
2	避難所の運営等	5
3	事前避難対象地域・対象者等の設定と支援	6
4	土砂災害・住宅倒壊・地震火災への対応	7
5	平時の取組み	8

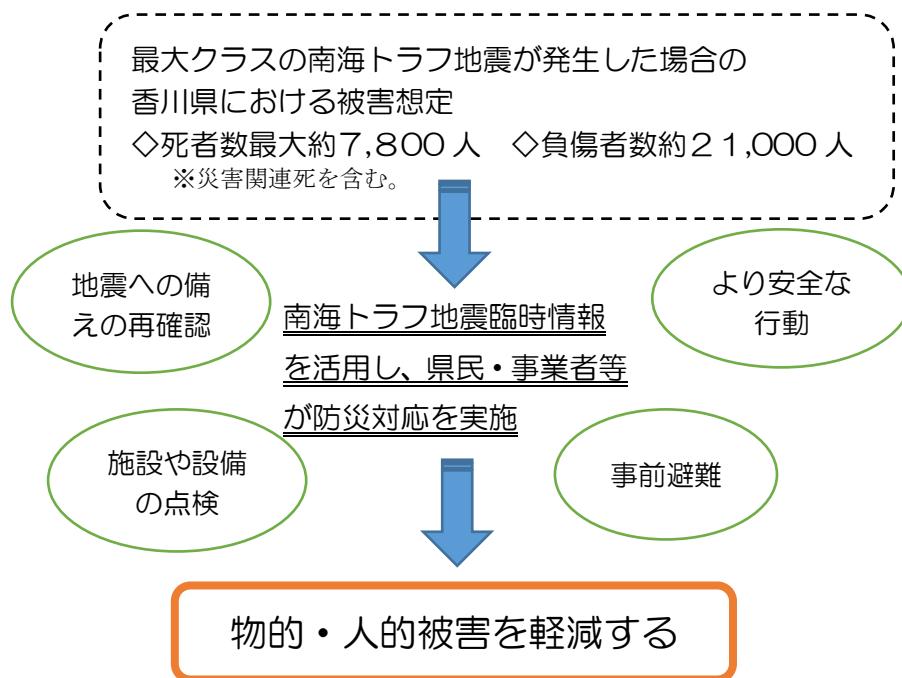
参考資料

I	「日頃からの地震への備えの再確認」や「特別な備え」のチェックリスト	
1	県民チェックリスト	10
2	事業者チェックリスト	11
II	国のガイドラインの概要	
1	防災対応をとるべきケース	12
2	防災対応の基本的な考え方	12
III	「巨大地震警戒対応」（半割れケース）における情報の流れと対応のイメージ	15

I 趣旨

令和7年8月に改訂された「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）」（以下「国のガイドライン」という。）を踏まえ、南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価された場合等に発表される「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、県民一人一人の命を守り、物的・人的被害の軽減につなげるため、香川県及び県内市町、県民、事業者がとるべき防災対応等についてまとめたものである。

なお、南海トラフでの大規模地震発生前に、必ずしも臨時情報が発表される状況になるとは限らないため、引き続き突発地震に備えた防災・減災対策についても進める必要がある。



II 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果について「南海トラフ地震臨時情報」を発表し、その後の状況の推移等を「南海トラフ地震関連解説情報」として発表する。

（「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等のキーワードを付記し発表される。）

＜南海トラフ地震に関する情報の種類＞

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで観測された異常な現象と南海トラフ地震との関連性について調査を開始した場合、または調査を継続している場合○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合 <p>※すでに必要な対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

＜南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワード＞

キーワード	キーワードを付記する条件
調査中	○南海トラフ沿いの想定震源域またはその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合等に付記
巨大地震警戒	○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合に付記
巨大地震注意	○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 7.0 以上、8.0 未満の地震が発生したと評価した場合に付記 ○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝外側 50km 程度までの範囲でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合に付記 ○南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられている、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に付記
調査終了	○「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合に付記

III 香川県における防災対応

1 基本的な考え方

香川県では、令和 7 年に、南海トラフ地震等の震度分布や浸水域、物的・人的被害の推計などを示した「香川県地震・津波被害想定」を公表しており、南海トラフの最大クラスの地震では、最大で、死者数が約 7,800 人、負傷者数が約 21,000 人、建物の全壊・焼失数が約 39,000 棟などの被害予測となっている。

一方で、建物の耐震化を 100% にした場合には、建物倒壊等に伴う死者数は約 11 分の 1 に、家具類の転倒防止対策実施率を 100% にした場合には、死傷者数が約 4 分の 1 に、地震発生後直ちに避難する県民が 100% になる場合には、津波による死者数が約 7 分の 1 に軽減されるなどの減災効果も推計している。

南海トラフ地震の発生可能性が高まったと評価され、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合に、県民、事業者等が後発地震に備えた防災対応を実施することにより、被害のさらなる軽減が図られると考えられることから、国のガイドラインの考え方に基づき、臨時情報が発表された場合の住民避難等の防災対応について県内統一的な方針をとりまとめ、県・市町・防災関係機関・住民・事業者等が引き続き連携して取組みを進めていくこととする。

2 住民の防災対応

香川県防災対策基本条例の基本理念である「防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則」とする考え方に基づき、住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時に自ら防災対応を検討・実施することが重要である。

（1）巨大地震警戒対応

① 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えを行うとともに、日常生活を行いつつ、一定

期間、後発地震の発生に注意し、個々の状況に応じて、できるだけ安全な行動をとる。

日頃からの地震への備えの再確認の例	特別な備えの例
<ul style="list-style-type: none">・家具の固定の確認・非常用持出品、備蓄の確認・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の確認・ハザードマップや地域の危険箇所の確認・地域の自主防災組織活動への参加・情報収集 など	<ul style="list-style-type: none">・高いところに物を置かない・できるだけ安全な部屋で就寝・危険性の高い場所にできるだけ近づかない・地震が発生した場合にすぐ避難できる態勢を維持 など

② 浸水想定区域における後発地震に備えた事前避難

- ・堤防崩壊、地盤沈下などにより 30cm 以上の浸水が 30 分以内に生じると想定される地域に居住している場合、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがあるため、市町が指定する高齢者等事前避難対象地域（詳細は、P 6 の「3 事前避難対象地域・対象者等の設定と支援」を参照）の事前避難対象者は、事前避難を行う。
- ・事前避難の期間は原則「1 週間」を基本とする。
- ・津波警報・注意報が解除された後も、必要に応じて避難を継続する。

③ 土砂災害に対する防災対応

- ・地震の際の土砂災害は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に定める警戒区域外でも発生する場合がある。危険性が高い場所※1 については、事前に情報収集し、不安がある場合は気象庁等が発信する情報※2 に従って早めに安全な場所へ避難する。

※1 土砂災害警戒区域、過去に土砂災害が発生した場所 など

※2 気象庁が発表する土砂災害警戒情報、市町が発令する高齢者等避難 など

④ 住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

- ・耐震性の不足する住宅に居住する住民は、知人宅や親類宅等への避難をあらかじめ検討する。
- ・地震火災の発生を防止するため、普段から感震ブレーカーの設置等の事前対策を進めるとともに、最初の地震が発生した際は、後発地震に備えて火気器具や電熱器具の使用を極力控える。

（2）巨大地震注意対応

① 日頃からの地震への備えの再確認等

- ・住民は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合、日常生活を送りつつ、「地震への備えの再確認」（安全な避難場所・避難経路、家族との連絡

手段、家具の固定状況、非常食などの備蓄等の再確認）や、「特別な備え」（すぐに避難できる態勢の維持や非常持出品の常時携帯）を行う。

- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されるのは、大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった状況であるため、必要な対策を実施し、冷静に行動する。

○参考資料「日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（1県民チェックリスト）」参照

3 事業者の防災対応

（1）事前の備え

BCP（事業継続計画）を未策定の事業者は速やかに策定を進めるとともに、県や市町、関係機関が提供する支援制度や参考資料を活用し、防災対応力の強化を図ることが望ましい。また、自社の防災対応について地域住民や利用者等に事前に周知し、臨時情報発表時に取るべき対応を訓練を通じて従業員に理解させることが重要である。訓練結果を踏まえ計画を見直し、実効性の向上に努める。

（2）巨大地震注意と巨大地震警戒に共通する対応

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、香川県内の事業者は、従業員等の安全確保を最優先に、事業継続の観点も考慮し、以下の防災対応を検討・実施することが求められる。なお、具体的な防災対応を検討するに当たっては、国のガイドライン第14章に記載している個別分野の留意事項等も参考に、個々の事業者等の業種の違いや実情について留意する必要がある。

- ・南海トラフ地震に関する自社BCP（事業継続計画）を確認し、自社の脆弱性を把握する。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」発表時の行政からの避難指示等の発令状況、高齢者等事前避難対象地域など、事業所、取引先企業、顧客企業等の周辺地域の防災関連情報を確認する。
- ・日頃からの地震への備えの再確認、特別な備えを行う等、適切な防災対応を実施する。
- ・避難計画・誘導体制等の再確認を実施する。
- ・従業員等への速やかな情報伝達を行い、冷静な行動を促す。

（3）巨大地震警戒対応

事業者は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、以下の対応を検討・実施する。

- ・BCP（事業継続計画）の内容を速やかに確認し、施設・設備等の点検、従業員等の安全確保を実施する。特に、不特定多数が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理・運営する事業者は、施設及び設備等の点検を確実に実施する。
- ・防災対応を円滑かつ的確に実施するため、必要な要員の確保や必要に応じて指揮機能を持った組織の設置に努める。
- ・後発地震発生時の被害軽減や早期復旧のため、個々の事業者等の状況に応じて、輸送ルート

の変更、重要データのバックアップ、荷物の平積み、サプライチェーンの代替体制の事前準備、在庫の増産や原材料、部品の積み増し、作業の中断準備など、具体的な警戒措置を検討・実施する。

- ・ライフライン事業者は、関係機関と連携し、サービス提供体制の維持に努める。

①高齢者等事前避難対象地域に位置する事業者等

- ・市町から避難指示や高齢者等避難が発令された場合は、避難に時間要する従業員、利用者等を避難させる等の措置を実施する。
- ・臨時情報発表後の1週間を基本とする期間において、企業活動を効率的に継続するため、必要な人員の再配置、代替人員や取引先の確保等の措置を検討する。
- ・生命の安全確保を最優先に、必要に応じて事業所の運営・業務の一時停止等を検討する。

(4) 巨大地震注意対応

(2) の防災対応を踏まえ、従業員や施設利用者が直ちに避難できる体制とった上で、社会経済活動を継続することを基本とした防災対応を検討する。

○参考資料「日頃からの地震への備えの再確認や特別な備えのチェックリスト（2事業者チェックリスト）」参照

IV 県及び市町の防災対応の実効性確保のための取組み

1 住民等への情報伝達

住民一人一人が「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応を検討・実施できるよう、県及び市町は、臨時情報が発表された場合、社会的混乱防止や冷静な行動促進を含め、同情報を迅速かつ確実に伝達・提供する。

県は、市町及び消防本部に速やかに同情報を伝達するとともに、防災情報メールや県ホームページ、防災アプリ等のSNSの活用など多様な伝達手段により住民に対する情報提供を行う。

市町は、防災行政無線や有線放送、県防災情報システムによるメール配信のほか、自治会や自主防災組織等を通じて連絡などを行う。

臨時情報発表時には、社会的混乱や誤解を防止するため、報道機関と連携した首長コメントなどによる正確な情報提供を徹底し、住民が冷静に行動できるよう周知啓発に努める。

特に、避難指示等の発令の際には、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

2 避難所の運営等

1週間を基本とした避難所運営を円滑に行えるよう、市町や地域住民、自主防災組織、ボランティア等の関係団体による運営体制やそれぞれの役割等をあらかじめ検討しておく。その際、ライフゲートは通常稼働前提で、水、食料品、日用品等の必要物資は各自が確保することを基本とする。

また、市町は、要配慮者が避難をためらうことがないよう、避難所における生活環境の確保に努めるとともに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の名簿の適切な更新及び個別

避難計画の作成をあらかじめ推進する。

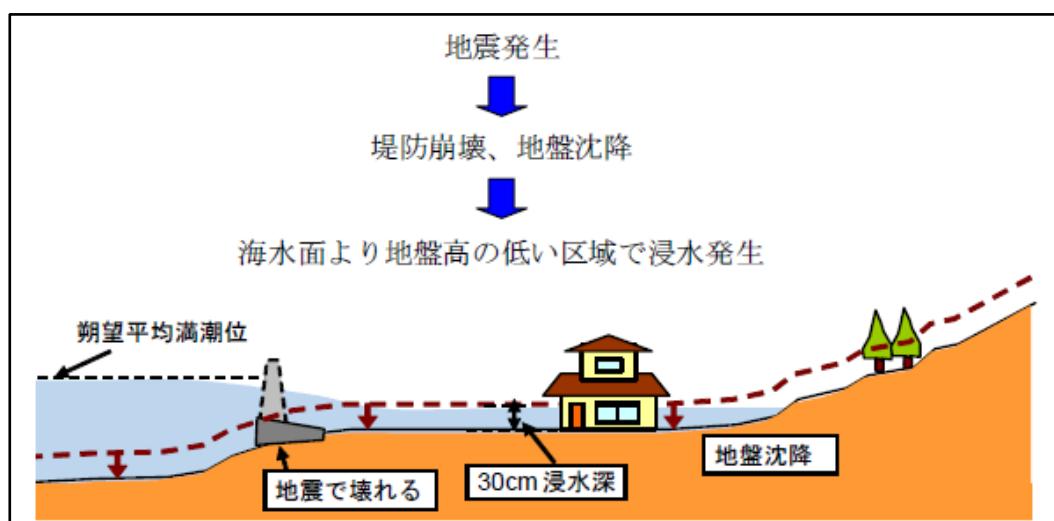
3 事前避難対象地域・対象者等の設定と支援

市町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された際、地震が発生してからの避難では住民の身体に危険が及ぶおそれがある場合など、後発地震による災害リスクが高い地域については、住民の事前避難を検討することを基本とする。

(1) 事前避難を検討する対象地域

- ・国のガイドラインにおいて、事前避難を検討する地域は、津波による30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を基本とし、地域の状況（避難に要する時間、要配慮者の移動速度等）に応じて、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれがある地域とされている。
- ・「香川県地震・津波被害想定」では、津波による30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域はないものの、地震発生直後に、河川・海岸堤防の崩壊や地盤沈降により、30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域が存在する。
- ・津波に限らず、30cm以上の浸水で、人が歩いて避難することが困難となることから、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じると想定される地域を事前避難を検討する対象地域とする。

(浸水深30cm到達時間予測図：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/55659/12toutatu.pdf>)



堤防崩壊、地盤沈降等による浸水発生のイメージ

(香川県地震・津波被害想定調査報告書より)

(2) 事前避難対象者

国のガイドラインでは、「地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮」し、対象地域は、「津波からの避難が明らかに間に合わない等、突発地震に対する災害リスクが高い地域」とされている中、対象地域内の全住民が一定期間事前避難をすれば、日常生活や企業活動に大きな影響を及ぼすことが考えられる。一方で、高齢者や障害者、乳幼児等地震発生時に自ら避難することが困難な者や避難行動に時間要する者等については、事前避難を検討する必要があると考えられ、事前避難対象者

は、事前避難を検討する対象地域内の要配慮者を基本とする。

(3) 事前避難の期間

国のガイドラインでは、「短期的には、大規模地震発生の可能性は時間とともに低下することや・・・(中略)・・・社会的な受忍の限度を考慮して、・・・(中略)・・・最も警戒する期間としては、先発地震発生後「1週間」を基本とする」とされていることを踏まえ、事前避難の期間は「1週間」とする。

(4) 「高齢者等事前避難対象地域」に対する「高齢者等避難」の発令

- ・巨大地震警戒対応が必要となる半割れケース（東側でMw8クラスの地震が発生）では、最初の地震発生後に瀬戸内海沿岸部にも大津波警報が発表され、沿岸部の住民に対して「避難指示」が発令されることが想定される。（県内の揺れ等の状況は、南海トラフの頻度の高い地震（L1）と類似）
- ・前述の(1)～(3)の考え方に基づき、堤防崩壊等により30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域を「高齢者等事前避難対象地域」とし、大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、同地域に対して、「高齢者等避難」を発令し、要配慮者の避難を継続する。
- ・「南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、市町から「高齢者等避難」が発令されたときに、事前避難対象者本人（事前避難の支援者を含む）が円滑な対応ができるよう、平時にできる限り幅広く本人に伝わるような形で事前周知を行うよう検討する。

(5) 避難方法等

- ・大津波警報・津波警報・津波注意報が解除された後、安全に留意しながら、避難場所から避難所又は知人・親類宅等への移動を開始させることを基本とする。
- ・避難所は、指定避難所又は福祉避難所を基本とし、後発地震の発生時に想定されるリスク（津波等による浸水、土砂災害、耐震性不足等による倒壊等）に対して、できるだけ安全な施設を選定するとともに、受入れが必要な人数や各施設の設備の状況を踏まえて、1週間の避難生活が可能な施設を選定する。
- ・電気・ガス・水道等のライフライン、商業施設の稼働もあると想定されるため、避難者等が自ら必要なものを各自で準備することを基本とする。

(6) 地域の実情に応じた検討

事前避難対象地域及び事前避難対象者等の考え方は、上記(1)～(3)を基本とするが、浸水深30cm到達時間や避難場所までの距離、避難者の移動速度、昼夜の違い等を考慮し、市町は、地域の実情に応じてこれらを適切に定めることができるものとする。

4 土砂災害・住宅倒壊・地震火災への対応

(1) 土砂災害への対応

- ・地震に伴う土砂災害は、「土砂災害防止法」に定める土砂災害警戒区域外でも発生する

可能性があるため、市町は危険性の高い場所の情報収集に努める。

- ・半割れケース等において、最初の地震で既に土砂崩れが発生している場合や、大雨等による複合災害のおそれがある場合には、市町の判断により避難情報の発令等、迅速な対応を行う。

（2）住宅の倒壊・地震火災への対応

地震発生時の火災予防についても、火気器具や電熱器具の使用を極力控えるなど、住民への注意喚起を行う。

5 平時の取組み

（1）「南海トラフ地震臨時情報」等に関する住民の理解促進

住民が「南海トラフ地震臨時情報」を正しく理解し、同情報が発表された際にはあわてることなく適切に行動できるよう、県及び市町は、あらゆる機会を捉えて、同情報の内容及びとるべき防災対応について、住民に周知・啓発を行う。

この際、国、県、市町、指定公共機関等が連携し、自治体広報誌やチラシの折り込み、庁舎や集客施設でのポスター掲示、チラシ・リーフレット等の配布、ホームページでの情報提供、SNSを活用するなど、多様な周知・広報手段を積極的に活用し、幅広い層への情報伝達を推進することが重要である。

また、学校教育における防災教育や学校・地域での防災訓練も効果的な周知手段であり、これらを通じて住民の防災意識と行動力の向上を図るよう努める。なお、以下のポイントに留意する。

- ・南海トラフ沿いでの大規模地震発生前に、必ずしも先行する異常現象が観測されるとは限らない。
- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、後発地震が発生せずに1週間経過した場合でも、地震発生の可能性が無くなつたわけではない。

（2）関係部局間及び地域内の各主体との連携

- ・県及び市町は、防災部局のみならず、福祉・商工・土木部局や教育委員会等の関係部局が緊密に連携して防災対応を実施できるよう、連絡・協力体制をあらかじめ検討しておく必要がある。
- ・市町が防災対応（避難方法・避難先選定等）を検討する際には、必要に応じて住民の意向を十分に聴取する必要がある。
- ・県、市町、指定公共機関、事業者等の各主体は、防災対応が相互に関連することから、地域内で調和を図りながら実行できるよう、必要に応じて情報共有・協議を行う。
- ・南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項に基づく対策計画を作成すべき施設管理者等に対しては、「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」を活用し、臨時情報発表時の防災対応（避難誘導、施設点検、従業員の安全確保等）を計画に明示するよう、県及び市町から働きかける。

(3) 土砂災害・住宅倒壊・地震火災への対応

市町は、住民に対して住宅の耐震化の推進、家具類の固定や感震ブレーカー設置等の啓発・周知活動を継続的に実施する。

【参考資料】

I 「日頃からの地震への備えの再確認」や「特別な備え」のチェックリスト

南海トラフ臨時情報が発表された場合、県民、事業者それぞれがチェックリストを活用して、日頃からの備えの再確認や特別な備えのチェックリスト

1 県民チェックリスト

迅速な避難体制・準備	家具類の転倒及びガラス飛散防止対策など 室内の対策	
<input type="checkbox"/> 地域のハザードマップで地震、津波、土砂災害等想定される危険を確認	<input type="checkbox"/> 窓ガラスの飛散防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 安全な避難場所・避難経路等を確認	<input type="checkbox"/> タンス類・本棚の転倒防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 家族との連絡手段を決める	<input type="checkbox"/> キャスター付きの収納、ベッド等を固定	
<input type="checkbox"/> 非常持出品（現金、マイナンバーカード、身分証明書等）を、就寝時でもすぐに持ち出せるように準備	<input type="checkbox"/> テーブル・椅子のすべり防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 緊急地震速報や津波警報等をすぐに入手できるよう就寝時も含めて携帯電話を手元に置く	<input type="checkbox"/> テレビをテレビ台に固定し、テレビ台のすべり防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> すぐに逃げられる服装で就寝	<input type="checkbox"/> 食器棚の転倒・ガラス扉の飛散・引き出しの飛びだし防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 出入口に避難の支障となる物を置かない	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫の転倒防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 耐震性が低い建物や、土砂崩れや津波浸水のおそれがあるところには、できるだけ近づかない	<input type="checkbox"/> 電子レンジの落下・すべり防止対策を実施	
<input type="checkbox"/> 倒壊危険性のあるブロック塀等には近づかない	<input type="checkbox"/> ベッド頭上に物を置かない	
<input type="checkbox"/> 屋内のできるだけ安全な場所、安全な部屋で生活	<input type="checkbox"/> 高い場所に物を置かない	
<input type="checkbox"/> がけ崩れのおそれがある地域では、がけに近い居室で寝るのを控える	<th>出火や延焼の防止対策</th>	出火や延焼の防止対策
<input type="checkbox"/> 津波、土砂災害等のリスクが高いところでは、不安がある場合に安全な知人宅、親類宅等への避難を検討	<input type="checkbox"/> 火災警報器の電池の状況を確認する	
	<input type="checkbox"/> 不要な電気機器等の使用を控え、コンセントのプラグを抜く	
	<input type="checkbox"/> コンロやストーブの周囲に燃えやすい物を置かない	
	<input type="checkbox"/> 消火器を取り出しやすい場所に置く	
	<input type="checkbox"/> プロパンガスのボンベを固定する	
	<input type="checkbox"/> 漏電遮断機や感震ブレーカー等を設置	
	<th>地震発生後の避難生活の備え</th>	地震発生後の避難生活の備え
	<input type="checkbox"/> 水や食料の備蓄を多めに確保	
	<input type="checkbox"/> 簡易トイレを用意	
	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備	

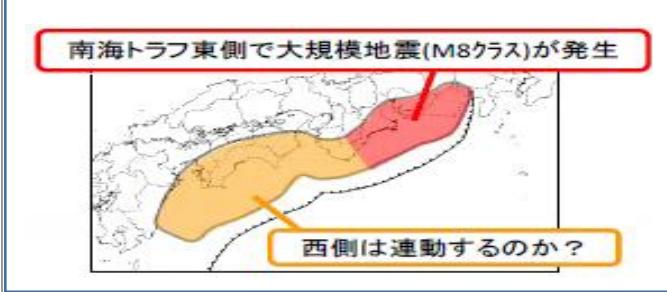
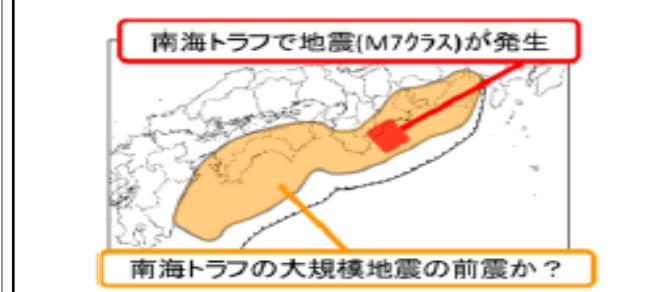
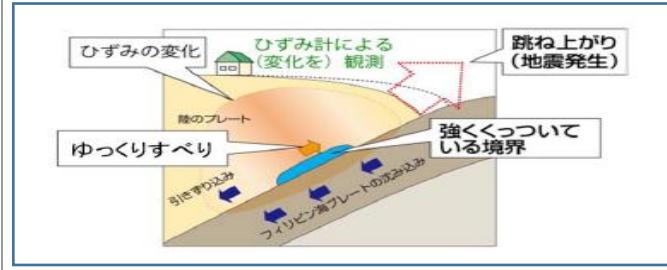
2 事業者チェックリスト

身の安全確保と迅速な避難体制・準備	発災後そのための備え
<input type="checkbox"/> 地域のハザードマップを確認 <input type="checkbox"/> 建物の耐震診断を実施 <input type="checkbox"/> 従業員等に耐震性の低い建物には近寄らないよう周知 <input type="checkbox"/> 耐震性が低い建物を利用している場合は、代替拠点に機能を移転 <input type="checkbox"/> 緊急地震速報や津波警報等をすぐに入手し従業員や顧客に周知できるよう、放送設備等を確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難場所・避難経路等を確認するとともに従業員や顧客の避難誘導ルールを策定 <input type="checkbox"/> 従業員の安否確認手段を決定 <input type="checkbox"/> 出入口に避難の支障となる物を置かない <input type="checkbox"/> 防災訓練（避難訓練、火災消火等）を実施 <input type="checkbox"/> 土砂崩れや津波浸水のおそれがある場所での作業を控える	<input type="checkbox"/> 非常用発電設備の準備及び燃料貯蔵状況を確認 <input type="checkbox"/> 早期復旧に必要な資機材の場所を確認 <input type="checkbox"/> 事業継続に必要な調達品の確保を実施（製品や原材料の在庫量見直し等） <input type="checkbox"/> 水や食料等の備蓄品の場所と在庫の有無を確認 <input type="checkbox"/> 企業・組織の中枢機能を維持するための、緊急参集や迅速な意思決定を行える体制や指揮命令系統を確保 <input type="checkbox"/> 発災後の通信手段、電力等の必要な代替設備を確保 <input type="checkbox"/> 取引先、顧客、従業員、株主、地域住民、国・県・市町などへの情報発信や情報共有を行うための体制の整備、連絡先情報の保持、情報発信手段を確保 <input type="checkbox"/> 災害時の初動対応や二次災害の防止など、各担当業務、部署や班ごとの責任者、要員配置、役割分担・責任、体制などを確認 <input type="checkbox"/> 津波浸水が予想される海沿いの道路利用を避け、輸送に必要な代替ルートを検討
施設・設備などの安全対策	
<input type="checkbox"/> 重要設備の地震時作動装置の点検を実施 <input type="checkbox"/> 機械・設備・PC等の転倒・すべり防止対策を実施 <input type="checkbox"/> 椅子のすべり防止対策を実施 <input type="checkbox"/> 窓ガラスの飛散防止対策を実施 <input type="checkbox"/> 高い場所に危険な物を置かない <input type="checkbox"/> 文書を含む重要な情報をバックアップし、発災時に同時に被災しない場所に保存	

II 国のガイドラインの概要

1 防災対応をとるべきケース

南海トラフ沿いで観測され得る「半割れケース」、「一部割れケース」、「ゆっくりすべりケース」の3通りについて防災対応をとるべきケースとしている。

ケース番号	ケース名（概要）	イメージ画像（国のガイドラインより）
①	半割れ（大規模地震）ケース 南海トラフ想定震源域東側で Mw8.0 以上の地震発生	 <p>南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生 西側は連動するのか？</p>
②	一部割れ（前震可能性地震）ケース 南海トラフ想定震源域及びその周辺で Mw7.0 以上の地震発生（半割れケース除く）	 <p>南海トラフで地震(M7クラス)が発生 南海トラフの大規模地震の前震か？</p>
③	ゆっくりすべりケース ひずみ計等で異常変化が観測された場合	

2 防災対応の基本的な考え方

地震発生時期等の確度の高い予測は困難で、完全に安全な防災対応の実施も、現実的に困難である。住民一人一人が自助に基づき防災対応を検討・実施し、県・市町等は必要な情報提供や支援を行うことを基本とする。その中で、防災対応を検討・実施するにあたっては、以下の考え方を認識することが重要とされている。

（1）地震リスクを意識して、個々の状況に応じてより安全な行動を選択する

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活や企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、冷静に、災害リスクに対して、「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

(2) 突発地震に備える

地震発生の可能性が高まったと評価された場合、日常の生活や企業活動に大きな影響がある防災行動（全住民の避難など）を選択する必要があるのは、津波からの避難が明らかに間に合わない等、突発地震に対する災害リスクが高い地域である。リスクが高い地域については、避難施設の整備や建物の耐震化、家具の固定など事前対策を実施することがより重要であり、これらの事前対策を推進することが後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保につながる。

(3) 各ケースにおける防災対応の流れ

	プレート境界の Mw8.0 以上の地震※1 (半割れケース)	Mw7.0 以上の地震※2 (一部割れケース)	ゆっくりすべり※3 (ゆっくりすべりケース)
発生直後	個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応	巨大地震注意対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えを再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常備携帯など特別な備えを実施 など 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民(高齢者等事前避難対象地域の対象者)は事前避難、それ以外の者は避難の準備を整え個々の状況等に応じて自主的に避難 など 		(必要に応じて避難を自主的に実施)
1週間	巨大地震注意対応	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えを再確認 ○すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常備携帯など特別な備えの実施 など 	
2週間※4	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけがないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 		
ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけがないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う 		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけがないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0 以上の地震が発生した場合

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上 Mw8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフ想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生した場合

※3 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間（1週間）+巨大地震注意対応期間（1週間）

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである。

(4) 各ケースの防災対応の考え方

	プレート境界の Mw8.0 以上の地震※ (半割れケース)	Mw7.0 以上の地震※ (一部割れケース)	ゆっくりすべり※ (ゆっくりすべりケース)
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は 100~150 年程度に一度 ○南海トラフ沿いの大規模地震うち直近 2 事例は、それぞれ 2 年、約 32 時間の時間差で Mw 8 以上の地震が発生 ○世界の事例では、Mw8.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に 1 回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いにおける発生頻度は 15 年程度に 1 度 ○南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近 8 事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ○世界の事例では、Mw7.0 以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラスの地震が発生する頻度は数百回に 1 回程度 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例 ○現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地域では、応急対策活動を実施 ○被災地域以外では、大きな被害は発生していないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難 	<ul style="list-style-type: none"> ○震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ○「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない 	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 (巨大地震警戒対応) ○地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 (巨大地震注意対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施
企業の対応 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	<ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ○大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ○それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続の備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 (必要に応じて、従業員の安全確保、施設点検等も実施) 	
最も警戒する期間	<ul style="list-style-type: none"> ○1 週間を基本 ○その後、「一部割れケース」の防災対応を 1 週間取ることを基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○1 週間を基本 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

※定義は P13 「(3) 各ケースにおける防災対応の流れ」と同様

III 「巨大地震警戒対応」(半割れケース)における情報の流れと対応のイメージ

「巨大地震警戒対応」(半割れケース)における情報の流れと対応のイメージ

＜国の発表等＞

＜避難情報等＞

